



①=対象(特記ない場合、区内在住・在勤・在学者) ②=日時・日程 ③=会場 ④=当日直接会場へ ⑤=講師
 ⑥=費用(特記ない場合、無料) ⑦=ほかの情報(「保育可」は生後5か月以上で首がすわっている子～未就学児が対象)
 ⑧=申込方法(特記ない場合、発行日時時点で申込可) ⑨=問合せ先
 ⑩=区のホームページ(右記二次元コード)から申込可(⑩はスマートフォン不可) 区HPQ 0000=区のホームページ検索バーへの番号入力でページを表示



区の手続きや施設・イベント案内は **せたがやコール** 午前8時～午後9時(年中無休) ☎03-5432-3333 FAX03-5432-3100 問合せフォーム 区HPQ 120061

世田谷区民意識調査にご協力ください

区民の皆さんが区政に対してどのようなご意見・ご要望をお持ちなのかを毎年調査しています。

調査結果は、今後の区政に反映していくための貴重な資料として活用します。

①世田谷区住民基本台帳から無作為に抽出した5000人

②回答方法/広報広聴課から郵送する調査用紙に回答を記入し、同封の返信用封筒でご返送ください。インターネット(パソコンまたはスマートフォン)からも回答できます。担当=広報広聴課

☎せたがやコール

防災行政無線塔からJアラートの全国一斉試験放送を行います

③5月22日(水)午前11時 ※日程変更または中止になる場合があります。

●ミサイル落下のおそれがあるときは…

④屋内にいる場合 窓から離れるか、窓のない部屋に移動する。

⑤屋外にいる場合 近くの建物の中か地下に避難する。

⑥建物がない場合 物陰に身を隠すか、地面に伏せて頭部を守る。

☎災害対策課 ☎5432-2262 FAX5432-3014 区HPQ 185703

区長へのメールから(区政へのご意見)

区では、区長へのハガキや区のホームページ等を通じ、区民の皆さんから寄せられたご意見やご要望を区政運営の参考にさせていただいています。

区に寄せられたご意見と回答の要旨を一部抜粋してご紹介します。

※区長へのハガキは、広報広聴課や総合支所地域振興課計画・相談担当(世田谷は計画調整・相談担当)、出張所・まちづくりセンター、図書館で配布しています。

ご意見	回答
<p>ごみ集積所で、ネットからごみがあふれており、カラスがそれを散らかし汚れています。ネットを増やしてほしいです。</p>	<p>集積所の管理は、清掃やごみ散乱防止ネットの維持も含め、利用する皆さんに行っていただいています。区では、集積所を4世帯以上で共用していること、ネットを適正に管理できること等を条件にネットを配布(助成)しています。排出状況が悪い集積所については、職員が可能な限り現地を確認したうえで、注意喚起の看板設置や、カラス被害を最小限にするためのネットの使い方や適切なごみの出し方等を周知・説明しています。集積所を利用する方からのご相談がありましたら、道路状況や排出状況に応じた対応を検討します。担当=清掃・リサイクル部事業課 ☎6304-3263 FAX6304-3341</p>
<p>あんしんすこやかセンター(地域包括支援センター)で高齢者の見守りをしてほしいです。</p>	<p>区では、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるように、4つの見守りと民間事業者と協力した見守りを行っています。4つの見守りとは、①24時間365日の電話相談や定期的な電話訪問を行う「高齢者安心コール」②介護保険サービスを利用していない75歳以上の高齢者を民生委員が訪問する「民生委員ふれあい訪問」③あんしんすこやかセンター(地域包括支援センター)の見守りコーディネーターを中心に行う「あんしん見守り事業」④住民同士の声かけや見守り活動を推進する「地区高齢者見守りネットワーク」です。これら4つの見守りと、民間事業者と協力した見守りにより、地域での安心・安全な生活を支援しています。今後は、機器等を活用したデジタル的な見守りの仕組みも取り入れて、アナログとデジタルのそれぞれの長所を活かしたハイブリッド型見守りについて、検討していきます。担当=高齢福祉課 ☎5432-2407 FAX5432-3085</p>

☎広報広聴課 ☎5432-2014 FAX5432-3001

ごみ散乱防止ネットの適正管理・効果的な使用をお願いします

ごみ収集後にネットを路上へ放置しておく、歩行者等の転倒事故につながるため、速やかに片付けてください。また、ごみが一部でもネットからはみ出していると、使用効果が発揮されませんので、ごみはネットの中に収まるようにしてください。

ネット以外にも、生ごみを新聞紙等に包み外から見えないようにしたり、容器で出す等の方法でごみの散乱を防ぐことができます。

●ごみ散乱防止ネットを配布(助成)しています

①4世帯以上で共用している資源・ごみ集積所の利用者

要件/①ネットを適正に管理できる②以前にこの助成を受けてから5年以上経過している(ネットが使用できる状態の場合を除く)

助成枚数/原則1枚(2世帯×3世帯)、11世帯以上で利用している集積所は2枚(2世帯×3世帯)または1枚(3世帯×4世帯)

申請・引渡場所/清掃事務所、総合支所地域振興課計画・相談担当、まちづくりセンター(北沢・等々力・成城を除く)

※ネットの在庫状況により、即日お渡しができない場合があります。



☎清掃・リサイクル部事業課 ☎6304-3263 FAX6304-3341 区HPQ 5066

弁護士によるあんしん法律相談

内容/成年後見制度、相続や遺言等の法律に関する無料相談(相談のみ)

①区内在住の高齢者や障害者、その家族等

②原則、毎月第1・3水曜、第2木曜の午後 ※1人30分1回のみ。

③(社福)世田谷区社会福祉協議会 成年後見センター(成城6-3-10)

☎電話で(社福)世田谷区社会福祉協議会成年後見センター(☎6411-3950 FAX6411-2247)へ

介護保険制度が改正されました

①介護報酬改定

国の報酬改定に伴い、介護保険サービスの利用者負担額の変更、新たな取組みや制度の見直しが図られます。サービスの種別や提供事業所、利用しているサービス内容ごとに金額や取組み内容が異なりますので、詳しくは、担当のケアマネジャーや介護サービス事業所にお尋ねください。

②一部の福祉用具について、貸与と購入の選択制の導入

福祉用具貸与の品目のうち、固定用スロープ、歩行器(歩行車を除く)、単点杖(松葉杖を除く)、多点杖は、ケアマネジャーや福祉用具専門相談員の提案を受け、利用者の意思決定で購入することも可能になります。

③介護職員の処遇改善加算の加算率引上げ等の見直し

介護職員等の確保に向けて、介護職員の処遇改善のための措置をできるだけ多くの事業所に活用されるよう推進する観点から、介護職員の処遇改善加算の加算率の引上げ等の見直しが行われます。なお、サービスの種類・事業所によって加算の状況が異なりますので、詳しくは、介護サービス事業所・施設にお尋ねください。

④特定入所者介護(介護予防)サービス費(居住費)の改定

所得等の一定の要件を満たす方には、施設入所やショートステイ利用時等の居住費や食費の利用者負担額の軽減を図っています。8月から居住費の基準費用額の改定に合わせ、利用者負担限度額が改定されます。

現在、この制度の認定を受けて「介護保険負担限度額認定証」が交付されている方には、6月初旬頃にお送りする「更新申請のご案内」で詳細をお知らせします。

☎介護保険課 ①②④☎5432-2646 ③☎5432-2294 いずれも☎5432-3042